

史跡金山城跡及び新田荘遺跡調査・整備専門委員会設置要綱

(設置)

第1条 史跡金山城跡及び新田荘遺跡の環境整備を総合的に行うため、太田市金山城跡及び新田荘遺跡調査・整備専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 専門委員会は、前条の目的を達成するため、必要な事項について、継続して調査研究するとともに、指導助言を行うものとする。

(組織)

第3条 専門委員会は、専門委員8人以内で組織する。

2 専門委員は、史跡の調査・整備及び防災関係並びに樹木管理に関する学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、専門委員のうちから互選された者をもって充てる。

2 会長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があった場合は、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(会議録)

第6条 会議録には、次に掲げる事項を記載する。

(1) 次第

(2) 開会及び閉会に関する事項

(3) 出席及び欠席委員の氏名

(4) 会議に出席した者の氏名

(5) 報告の要旨、議題及び議事の要旨並びに結果

(6) その他会長又は会議において必要と認められた事項

2 前項に規定する会議録には、会議に先立ち会長が指名した委員2人が署名する。

(指導・助言者)

第7条 専門委員会には、指導・助言者を置くことができる。

2 指導・助言者は、太田市長が委嘱する。

3 指導・助言者は、会長の求めに応じて専門委員会に出席し、必要事項について指導・助言できる。

(オブザーバー)

第8条 専門委員会には、オブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、太田市長が委嘱する。

3 オブザーバーは、会長の求めに応じて専門委員会に出席し、必要事項について指導・助言できる。

(事務局)

第9条 専門委員会の事務局は、教育委員会教育部文化財課及び都市整備部花と緑

の推進課が担当する。

2 専門委員会の庶務は、教育委員会教育部文化財課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会に諮って会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年11月1日から施行する。